

第76回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和3年9月22日（水）15時～
場 所：県庁12階 大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. まん延防止等重点措置の対応状況等について
4. その他

香川県の現状

資料 1 - 1

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
9月21日現在	8月19日現在	9月21日現在	8月19日現在
61人	577人	72人	364人

9月 累積新規感染者数 9月21日現在	8月 累積新規感染者数
355人	1992人

指 標	9月21日現在	8月19日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 6.4人 <直近1週間(9/15~9/21) 61人>	10万人当たり 60.4人 <直近1週間(8/13~8/19) 577人>
② 感染経路不明者数の割合	31.1% <①のうち感染経路不明は19人>	43.8% <①のうち感染経路不明は253人>
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.8 <先週1週間(9/8~9/14) 72人>	1.6 <先週1週間(8/6~8/12) 364人>
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	14.3% <入院患者34人/病床238床>	63.2% <入院患者148人/病床238床>
// (入院医療：入院率)	38.9% <入院患者35人/療養者数90人>	20.9% <入院患者152人/療養者数729人>
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	16.7% <重症者数5人/病床30床>	35.7% <重症者数10人/病床30床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 9.4人 <90人[入院35人、宿泊療養等55人]>	10万人当たり 76.3人 <729人[入院152人、宿泊療養等577人]>
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	2.3% <陽性61人/検査数2698人>	9.7% <陽性577人/検査数5961人>

(参考) 国分科会提言(R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

○性別		
男	35人	56%
女	28人	44%
計	63人	100%

○年代		
10歳未満	12人	19%
10歳代	5人	8%
20歳代	7人	11%
30歳代	12人	19%
40歳代	8人	13%
50歳代	5人	8%
60歳代	6人	10%
70歳代	7人	11%
80歳代	1人	2%
90歳以上	0人	0%
計	63人	100%

○リンク有無		
特定※	36人	57%
不明	27人	43%
計	63人	100%

○感染経路（上記※内訳）		
同居家族	22人	61%
保育施設等	6人	17%
職場	3人	8%
知人との交友活動	3人	8%
親族	1人	3%
学校	1人	3%
計	36人	100%

○県外歴		
有	6人	10%
無	57人	90%
計	63人	100%

○外食・会食		
有	12人	19%
無	51人	81%
計	63人	100%

○居住地		
高松市	46人	73%
丸亀市	6人	10%
坂出市	1人	2%
善通寺市	0人	0%
観音寺市	0人	0%
さぬき市	1人	2%
東かがわ市	3人	5%
三豊市	2人	3%
三木町	1人	2%
直島町	0人	0%
宇多津町	0人	0%
綾川町	0人	0%
琴平町	1人	2%
多度津町	0人	0%
まんのう町	2人	3%
土庄町	0人	0%
小豆島町	0人	0%
県外	0人	0%
計	63人	100%

香川県の感染者の状況等（8/13～8/19発生分） n=577人

○性別

男	314人	54%
女	263人	46%
計	577人	100%

○年代

10歳未満	43人	7%
10歳代	81人	14%
20歳代	143人	25%
30歳代	116人	20%
40歳代	92人	16%
50歳代	64人	11%
60歳代	25人	4%
70歳代	11人	2%
80歳代	2人	0%
90歳以上		0%
計	577人	100%

○リンク有無

特定※	324人	56%
不明	253人	44%
計	577人	100%

○感染経路（上記※内訳）

同居家族	160人	49%
知人との交友活動	81人	25%
親族	44人	14%
職場	35人	11%
ビジネス	3人	1%
医療・介護等施設	1人	0%
計	324人	100%

○県外歴

有	142人	25%
無	435人	75%
計	577人	100%

○外食・会食

有	225人	39%
無	352人	61%
計	577人	100%

○居住地

高松市	295人	51%
丸亀市	75人	13%
坂出市	19人	3%
善通寺市	7人	1%
観音寺市	27人	5%
さぬき市	16人	3%
東かがわ市	13人	2%
三豊市	15人	3%
三木町	11人	2%
直島町	2人	0%
宇多津町	22人	4%
綾川町	7人	1%
琴平町	2人	0%
多度津町	17人	3%
まんのう町	7人	1%
土庄町	8人	1%
小豆島町	1人	0%
県外	33人	6%
計	577人	100%

抗体カクテル療法の実施状況

資料1 - 3

○中和抗体を在庫保有する医療機関数： 20施設

○投与実績のある医療機関数： 14施設

○県内での投与実績： 134件

(7月19日(特例承認)から9月17日まで累計)

うち、入院(療養解除まで)による投与： 64件

短期入院(日帰り含む)による投与： 60件

外来による投与： 10件

○短期入院または外来での投与後の療養先

自宅： 53件 宿泊療養施設： 16件 転院： 1件

◇年齢別の接種状況について

(令和3年9月20日時点)

年代	人口	1回目接種		2回目接種	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率
高齢者 (65歳以上)	302,859	275,006	90.80%	270,588	89.34%
60～64歳	59,215	45,984	77.66%	39,314	66.39%
50歳代	118,116	83,533	70.72%	63,950	54.14%
40歳代	138,143	81,444	58.96%	56,496	40.90%
30歳代	102,360	53,384	52.15%	34,680	33.88%
20歳代	89,154	43,936	49.28%	27,223	30.53%
12～19歳	71,316	28,617	40.13%	16,293	22.85%
12歳未満	92,733	—	—	—	—
県全体	973,896	613,644	63.01%	499,522	51.29%
全国	126,645,025	79,193,982	62.53%	64,540,539	50.96%

※住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）

※各市町等が入力したワクチン接種記録システム（VRS）のデータに基づく（医療従事者等、香川県広域集団接種センター、職域接種における接種回数を含む）

※県全体の接種回数には、市町等でのVRSへのデータ入力の不備によるものと思われる、年代が不明の接種回数が含まれるため、年代別の接種回数の合計と差が生じている。

◇アストラゼネカ社ワクチンの接種状況

アレルギー等でmRNAワクチン（ファイザー社、モデルナ社ワクチン）を接種できない18歳以上の方、海外でアストラゼネカ社ワクチンを1回接種済みの18歳以上の方および希望する40歳以上の方を対象に、県内2か所で接種を行う。

○接種状況

9月16日（木）、綾田医院において17人に接種を実施

○今後の接種予定（1回目接種）

【綾田医院】

9月23日（木・祝）、9月30日（木）

【KKR高松病院】

9月24日（金）

※1回目接種から8週間後に2回目接種を予定

◇武田/モデルナ社ワクチンの接種状況

希望する12歳以上の方を対象に、県内1か所で接種を行う。

○場所：海部医院（高松市高松町）

○接種日：10月中旬～

新型コロナウイルスワクチンの接種について

◇啓発・広報

○若年層の接種率向上を図るため、若い世代に馴染みが深いSNSを活用し、複数のバナーを繰り返し広告表示することにより県ホームページに誘導し、ワクチンの効果や副反応に関する情報を簡単に入手できるように工夫した広報を9月13日から開始。

○あわせて、ポスター2,600枚、チラシ23,000枚を作成し、鉄道、バスや店舗など、日常生活の様々な場所に掲示し、ワクチンに関する正しい知識の普及による接種の促進に努める。

【SNSバナー】



【ポスター・チラシ】

新型コロナウイルスワクチンの接種をおすすめしています。

ワクチン接種によるメリット

- 感染予防
- 重症化予防
- 発症予防
- 集団免疫効果

副反応のリスク

ワクチンのメリット

接種人数と感染者数で見ると

接種回数	接種人数	感染者数
未接種または1回接種済	584,166人中...	1,040人 (0.18%)
2回接種済	301,997人中...	42人 (0.01%)

94%減少

副反応

接種後の発熱・悪寒・頭痛、頭痛

接種者の50%以上

筋肉・関節の痛み、下痢、発熱など

接種者の10%以上

いずれも数日以内に回復しています。予防接種会場や医療機関では接種後のアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）の発生に備えて医薬品の準備をしています。不安に思われる方は、ワクチンを接種しても良いか、かかりつけにご相談ください。

香川県

新型コロナワクチンは、優れた効果が認められています！

ワクチンの効果

効果の持続期間や感染予防効果について、時間の経過や接種回数が増加に伴い、研究が進んでいます。

感染予防

接種した人が感染しない

新型コロナワクチン2回の接種によって

感染予防効果 約94% (香川県調査)

重症化予防

新型コロナワクチン2回の接種によって (死亡・入院等)

重症化予防効果 ワクチンを2回接種した人で重症化した人0人 (香川県調査)

発症予防

発症者が減少

発症予防効果 約94~95% (4,700名/ファイザー社調査)

集団免疫効果

接種していない人にも波及する予防効果

人口の一定割合以上の人が感染を予防すると感染患者が出て、他者に感染しにくくなり、感染が流行しなくなる状態のこと。

ワクチンの副反応について

接種後に、体がワクチンに反応し発熱等がある可能性があり若年者よりも高齢者の方が出にくいことが分かっています。

接種後1~2日以内に起こることがあります。多くは、2日目が上がりやすいので、接種後はゆっくり過ごしましょう。全身十分に関心し、必要場合は解熱鎮痛剤を使用するなどして、様子を見ていただくことになります。

接種後2日以上熱が続く・症状が重い等、ワクチンでは起こりにくい（発熱以外に、吐きや嘔吐、鼻水、喉痛・喉炎の発熱、息切れ）等の症状が2週間以上続く場合は、速急に医師に相談してください。みられる場合には、医療機関等への受診や相談をご検討ください。

TEL.0570-009-550 (9時00分~17時00分(土日祝日))
FAX.052-533-3891

妊婦中・授乳中・妊娠を計画中の方も接種できます。ワクチンが妊娠、胎児、母乳、生後児に影響を及ぼすという報告はありません。また、発熱や倦怠感などの副反応の頻度は一般の人と差はありません。妊娠の時期を問わず接種をお勧めしています。

若い人でも重症化する人が増えています。厚生労働省の報告によれば、日本国内でも10歳代の重症例が報告されています。

接種後も感染対策を

発症予防効果が非常に高いワクチンですが、その効果は100%ではないため、引き続きマスクの着用、手指衛生、3密等の感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。

市町村	接種会場	TEL	市町村	接種会場	TEL
高松市	新型コロナワクチン接種本部	087-813-2142	小豆島町	健康づくり推進課	0874-821-7038
丸亀市	健康課	0877-24-8806	三木町	新型コロナワクチン接種対策室	0877-891-3409
坂井市	けんこ3課	0877-44-5006	三好市	健康推進課	0877-829-3400
香川県庁	健康課	0877-43-6308	宇多野町	保健センター	0877-449-8008
香川県庁	健康推進課	0875-23-3927	綾井町	健康福祉課	0877-876-2125
高松市	市民健康課(コールセンター)	0875-26-9939	宇布野町	子ども健康課	0877-75-4719
香川県庁	健康課	0875-26-1229	東条市	保健センター	0877-52-8000
高松市	健康推進課(コールセンター)	0875-73-3004	まんのう町	健康推進課	0877-73-0126
土庄町	健康福祉課	0879-62-7002			

ワクチン接種に関するお問い合わせ先

高松市健康推進課 0877-23-3927
香川県健康推進課 0875-23-3927
香川県健康課 0875-26-1229
香川県健康推進課(コールセンター) 0875-73-3004

知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い ～お一人お一人が油断せず、高い意識を持って感染防止対策の徹底を～

本県では、7月下旬以降、感染が急拡大し、8月初旬には、直近1週間の人口10万人あたり累積新規感染者数が、国のステージⅣ基準を超え、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も、国のステージⅢの目安を大きく超えるなど、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが生じたため、8月9日から「緊急事態対策期」に対策期を移行しました。

しかしながら、本県の新規感染者数は、8月18日に過去最多の111人にのぼり、その後も増加傾向は収まらず、国の分科会が示す6指標のうち、4指標がステージⅣを超えるなど、医療提供体制についても過去にない厳しい状況が続いたことから、本県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、8月20日（金）から9月12日（日）までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として、国により公示されました。

その後、9月以降、新規感染者数は減少傾向になりましたが、医療提供体制は依然として厳しい状況が続いていたことから、9月9日に、重点措置の実施期間が9月30日まで延長されたところです。

県民の皆さま、事業者の皆さまには、7月下旬からの長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解とご協力いただいておりますことに対し、改めまして、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療に当たられている医療従事者の皆さまにも、心より厚く御礼申し上げます。

こうした中、9月13日以降は、首都圏をはじめとする全国の新規感染者数が1日2千人を割り込み、本県においても、新規感染者数は1日10人前後で推移しており、直近1週間の累積新規感染者数は60人程度の水準となるなど、感染急拡大の状況からは脱してきていると考えられ、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率も、国のステージⅢの目安である20%を下回ったところです。

こうした状況やワクチンを2回接種した方が50%を超えたことなどを踏まえ、9月25日（土）から30日（木）までの間は、県の対策期を「緊急事態対策期」から1段階移行し、「感染拡大防止集中対策期」に移行することとします。

対策期の移行に合わせて、高松市の飲食店のうち、かがわ安心飲食店認証制度による認証済みの店舗のみ、営業時間は20時のままですが、現在停止している酒類の提供を19時30分まで可能とし、高松市以外の地域では、県独自の営業時間短縮を21時まで営業、20時まで酒類提供に緩和することとします。

なお、感染が下降局面であるとはいえ、今後の再度の感染拡大につながらないように十分に留意する必要があることから、大規模集客施設等の営業時間短縮の協力要請や県有施設等の休館・休園などについては、まん延防止等重点措置の期間において、県内全域の人流を抑制するため、これまでと同様の対策を継続したいと考えています。

県民の皆さまには、お一人お一人が油断せず、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただくよう、改めてお願いいたします。

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛を
- ・ 外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けた行動を
- ・ 特に、他の都道府県との不要不急の移動・往来は自粛を
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を
- ・ 県外から本県へ来県される方には、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についての対応の十分な確認をお願いします。

私としましては、ワクチン接種の進捗により所期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、国、各市町とも連携し、県民の皆さま、事業者の皆さまと一緒に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年9月22日

香川県知事 浜田 恵 造

感染拡大防止集中対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策

令和3年9月22日

まん延防止等重点措置（別添資料：対策の概要・詳細）

実施期間：8月20日（金）～9月30日（木） 措置区域：高松市

1. 県民への協力要請等（法第31条の6第2項、第24条第9項等）

(1) 外出について

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛するよう協力要請
外出する必要がある場合にも、極力、一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力要請
特に混雑した場所等への外出は半減するよう呼びかけ
- 特に、他の都道府県との不要不急の移動・往來を自粛するよう協力要請
県境をまたぐ不要不急の旅行や帰省、イベント参加等は、ご家族やご友人等とも慎重に相談し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択をするよう協力要請
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
- 県外から本県へ来県される方に、旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請
別添1（省略）：気をつけていただきたいこと
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛し、必要な会食は「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう協力要請（法第31条の6第2項）
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛するよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
別添2（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
別添3（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
別添4（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
別添5（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力要請
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請
別添6（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会）

2. 事業者への協力要請等（法第31条の6第1項、第24条第9項等）

- 措置区域以外における飲食店への営業時間の短縮を協力要請（期間：8月27日～9月12日、9月13日～9月30日、対象区域：措置区域（高松市）以外の市町）
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設）、入場整理等（※）について働きかけ
 - （※）施設の入場者の整理・誘導や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとるよう協力要請
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
 - 別添2（再掲）：業種別ガイドライン
 - 別添7（省略）：今後における適切な感染防止対策
 - 別添8（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
 - 別添9（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者や接客する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

〔措置区域の事業者に対しては、上記に加え、下記事項を要請〕（法第31条の6第1項）

- 飲食店への営業時間の短縮を要請（期間：8月20日～9月12日、9月13日～9月30日）
飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
ただし、「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」に限り、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、9月25日から酒類の提供等が可能
- 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用自粛を要請
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請
 - （※）入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行うよう要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請
国の基本的対処方針や催物（イベント等）の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、事前相談の有無に関わらず、別添10に沿った必要な感染防止策を講じていただくことを前提に開催を可能とする。
 - 別添10（省略）：催物（イベント等）の開催に係る留意事項

- 事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、国の「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の対象区域から多くの参加者が見込まれるものについては、国の基本的対処方針を踏まえ、感染拡大を防止する観点から、対象区域からの移動、イベント参加等を極力控えることについて適切に対応するよう、主催者に協力要請
- 国の通知（令和3年9月1日付け事務連絡）を踏まえ、事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、感染防止策の徹底の要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、中止又は延期等を含めて、主催者に協力要請

4. 県有施設等における対応

- 集客が見込まれる又は観光・レジャー等に関係する県有施設等は、原則、休館・休園または利用自粛等の対応（別紙）
開館する場合、適切な感染防止対策の一層の徹底を図る。
- 県内市町にも、同様の措置を講じていただくよう協力要請
- 対策期間における県主催の行事・イベントについて、原則、中止・延期（別紙（省略））

5. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。（営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対するPCR検査を実施：別紙（省略））
- 医療機関、高齢者施設等へ抗原簡易キットを配布する。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。（広域集団接種センターにおいて希望する妊婦を対象とした接種を実施、広域集団接種センターの余剰ワクチンを関係自治体に配分し、高校生への早期の優先接種を推進：別紙（省略））
- 感染症用の病床確保や宿泊療養施設、入院待機施設の充実を図る。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により計画的に出勤抑制等の接触機会の低減に取り組む。
- 主要駅や高松港、高松空港などでの感染拡大防止に向けた呼びかけを強化する。

6. 国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応

（別紙（省略）：「国の緊急事態宣言を踏まえた本県の対応について」）

香川県 まん延防止等重点措置（概要版）

令和 3 年 9 月 22 日改訂

期間：令和 3 年 8 月 20 日（金）～ 9 月 30 日（木）

⑳㉔…特措法の根拠条項

協 …協力金の支給対象となり得る

特措法第 31 条の 6 第 1 項、2 項

…まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等
事業者への要請には命令・罰則あり（第 1 項のみ）

特措法第 24 条第 9 項

…県民・事業者への感染防止の協力要請等。罰則等なし

	重点措置区域（高松市）	重点措置区域（高松市）以外の地域
飲食店	㉓ 飲食店に対する午後 8 時までの営業時間の短縮要請 協 ㉓ 飲食店に対する酒類の提供（店内持込み）の自粛要請 ※認証店に限り、1 グループ 4 人以内又は同居家族のみの利用 の場合は、9 月 25 日から酒類の提供等が可能 ㉓ 飲食が主たる業の店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請 ㉓ 入場者の整理やマスク着用の徹底などの事業者への要請	㉔ 飲食店に対する午後 9 時まで（酒類の提供は午後 8 時まで） 協 の営業時間の短縮の協力要請 ※認証店は「通常営業」又は「営業時間の短縮」を選択可能 ㉔ 業種別ガイドラインを遵守するよう協力要請
大規模 集客施 設等	㉔ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後 8 時まで（イベント開 協 催時は午後 9 時まで）とする協力要請 ・ 1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後 9 時までとするよう働き かけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホ ームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ	㉔ 1,000 m ² 超の施設は開館時間を午後 8 時まで（イベント開 協 催時は午後 9 時まで）とする協力要請 ・ 1,000 m ² 以下の施設は開館時間を午後 9 時までとするよう働き かけ ・「入場者の整理等」を行うこと、入場者の整理等の実施状況をホ ームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ
イベ ント	㉔ 人数 5,000 人かつ収容率（大声無 100%、有 50%）以内とする 協力要請（屋内） ㉔ 開催時間の短縮（午後 9 時まで）の協力要請	㉔ 人数 5,000 人かつ収容率（大声無 100%、有 50%）以内とする 協力要請（屋内） ㉔ 開催時間の短縮（午後 9 時まで）の協力要請
外出	㉔ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ㉓ 午後 8 時以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請 ㉔ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請	㉔ 日中も含めた不要不急（※）の外出・移動の自粛の協力要請 ㉔ 路上・公園等での集団飲酒等の自粛の協力要請
事業者	・ 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や 休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すとともに に、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテ ーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ	・ 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や 休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すとともに に、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテ ーション勤務等を強力に推進するよう働きかけ

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

令和3年9月22日改訂

香川県 まん延防止等重点措置

<期間>

令和3(2021)年8月20日(金)

～

令和3(2021)年9月30日(木)

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域（高松市）の住民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

措置区域

高松市

期 間

令和3年8月20日(金)～9月30日(木)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛 ※外出する場合にも極力一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている人と少人数で
- ・ 他の都道府県間の不要不急の移動・往来を自粛
- ・ 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取る
- ・ 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動する
- ・ 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控える
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
- ・ 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールする
- ・ 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底
- ・ 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動を自粛
- ・ 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う

【県外から本県へ来県される皆様への働きかけ】

- ・ 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認

●県民への協力要請②

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
【法第24条第9項】
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない
【法第31条の6第2項】
- 混雑した場所等への外出の半減
【法第31条の6第2項】

●事業者への協力要請①

- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証」をとる
- ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図る
- ・ 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示する
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する
- ・ 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促す
- ・ 時差出勤、昼休みの時差取得、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進する
- ・ 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力する
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施する
 - ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること
 - ・ 手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - ・ 日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること

●事業者への要請等②

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第31条の6第1項】
- 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない
ただし、「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」に限り、1グループ4人以内又は同居家族のみ
の利用の場合は、9月25日から酒類の提供等が可能 【法第31条の6第1項】
- 飲食を主として業としている店舗へのカラオケ設備の利用自粛 【法第31条の6第1項】
- 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施する
(※) 入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）、など 【法第31条の6第1項】
- 大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第31条の6第1項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第9項】
入場整理等（※）
(※) 施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限等を行うこと、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」を行う 【法第24条第9項】

●事業者への協力要請③【法第24条第9項】

高松市以外

- 飲食店への営業時間の短縮 【法第24条第9項】
- 飲食店等以外の政令で定める施設について、
営業時間の短縮を協力要請（大規模な集客施設） 【法第24条第9項】
入場整理等（※）
(※) 施設の入場者の整理・誘導等や人数管理・人数制限などの「入場者の整理等」を行うこと、
入場者の整理状況についてホームページ等を通じて広く周知すること、ポイントデーなど
集客イベントの実施を自粛すること、営業日や営業時間の見直しを含めて感染リスクを引
き下げる適切な対策を行うこと、など
- 百貨店の地下の食品売り場等について、施設管理者等に対し、「入場者の
整理等」を行う 【法第24条第9項】

●イベントの開催についての協力要請【特措法第24条第9項】

香川県全域

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2、3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- ・ 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ・ イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力要請を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

飲食店への営業時間短縮の第8次要請(要請内容変更) ~まん延防止等重点措置を実施すべき区域~

対象	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主 ✓ 小売りを営業主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く			
対象区域	高松市内【知事が定める区域】		高松市以外の市町	
根拠	特措法第31条の6第1項		特措法第24条第9項	
実施期間	令和3年9月13日(月)午前0時～9月30日(木)午後12時		令和3年9月13日(月)午前0時～9月30日(木)午後12時	
要請の内容	9月24日(金)まで	9月25日(土)以降	9月24日(金)まで	9月25日(土)以降
	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請	
	✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る		✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る	✓ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る
	✓ 飲食を主として業としている店舗への『カラオケ設備の利用自粛』を要請		✓ 『酒類の提供』は午後7時まで	✓ 『酒類の提供』は午後8時まで
	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、「通常営業を行う」又は「営業時間の短縮を行う」を選択可能	
	☆ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』についても、『上記の全て』において同様の取扱いとする。	☆ 『かがわ安心飲食店認証制度の認証店』に限り、1グループ4人以内又は同居家族のみの利用の場合は、『酒類の提供』を午後7時半まで可能とする。	→ 9月8日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする(申請を取り下げた場合を除く)	→ 9月21日までに、認証申請のあった店舗については、認証申請中として認証店と同様、選択制を可能とする(申請を取り下げた場合を除く)

飲食店を経営されている皆様には、長期間の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第8次・協力金内容変更） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
 ※第8次要請について、深夜営業をされている店舗について、9月13日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。

対象区域	高松市内 【知事が定める区域】	高松市以外の市町	
実施期間	9月30日（木）まで	9月24日（金）まで	9月25日（土）以降
協力金の内容	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。
	<中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて		
	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 /日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 /日）	2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律 2万5千円 /日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高× 0.3 （上限 7万5千円 /日）	
		→上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援	
<大企業> ※中小企業においてもこの方式を選択可			
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 /日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 /日 又は 前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額		
	→上記に加え、 支払額の1割 を県独自に支援		

※本申請の申請受付要項は、10月中旬に公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第8次） ～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第8次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、10月中旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も**第8次（香川県全域（高松市・高松市以外）：令和3年9月13日（月）から9月30日（木）まで）**の間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただける飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市内の飲食店 定額 24万円（8日分） **高松市以外の飲食店 定額 22万円（8日相当分）**

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 香川県全域（高松市・高松市以外）で9月13日（月）～9月30日（木）の時短等要請に全面的に協力いただける事業者
- ✓ 第1次～第4次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第8次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること。（売上高減少額方式は選択できません。）

早期一部支払い制度の概要									
【イメージ】									
時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第5次 8/7～8/19	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	第8次 9/13～9/30	本申請受付
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間	18日間 8日分	↑ 前払い金の対象	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間		17日間	18日間 8日分		
いづれかの協力金を支払い済									

※営業時間短縮協力金（第8次）

早期一部支払いの制度詳細は、**9月24日（金）**に公表します。

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

大規模施設等への営業時間短縮の第2次要請

1 実施期間(要請期間)

令和3年9月13日(月)～ 9月30日(木)

2 対象区域

香川県全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者
及び大規模施設のテナント等の事業者 <<対象施設例は別紙>>

5 要請の内容

夜間営業している大規模施設を運営する事業者、及び大規模施設のテナント等の事業者に対し、
営業時間を午前5時から午後8時までとすること（※イベント開催の場合は午後9時まで）

営業時間短縮協力要請の対象施設（例示）

種類	対象施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療 等

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）

● 支払い要件

香川県内において、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者及び大規模施設のテナント等の事業者で、令和3年9月13日（月）から9月30日（木）までの全期間を通して、営業時間を午前5時から午後8時までとする短縮要請に、ご協力いただいた方（ただし、イベント開催の場合は午後9時まで）

※“一日”でも、営業時間短縮にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。

※通常の営業時間が午後8時までの場合は、対象となりません。

● 支払い額（主なもの）

（1）大規模施設を運営する事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 1,000\text{㎡ごとに}20\text{万円}/\text{日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ \text{(定休日を除く)} \end{array}$$

（2）大規模施設のテナント事業者

$$\begin{array}{c} \text{時短営業した面積} \\ 100\text{㎡ごとに}2\text{万円}/\text{日} \end{array} \times \frac{\text{短縮した時間}}{\text{本来の営業時間}} \times \begin{array}{c} \text{日数} \\ \text{(定休日を除く)} \end{array}$$

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※営業時間短縮の状況が分かる資料（告知文やホームページの写真など）が必要となります。

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

参考

令和2年 5月15日
 令和2年 8月21日改正
 令和2年12月 8日改正
 令和3年 1月 8日改正
 令和3年 3月31日改正
 令和3年 4月 3日改正
 令和3年 4月19日改正
 令和3年 5月 8日改正
 令和3年 7月 9日改正

		(1) 感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3) 感染警戒期	(4) 感染拡大防止対策期	(5) 感染拡大防止集中対策期	(6) 緊急事態対策期	
県内の感染状況		感染者が確認されていないか、抑制できている状態	一定数の感染者が確認されている状態	一定の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態（国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定）	
移行基準	感染の状況	①直近1週間の累積新規感染者数（直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数）	—	5人程度以上（0.5人以上）	24人程度以上（2.5人以上）	48人程度以上（5人以上）	239人程度以上（25人以上）	
		②感染経路不明者数の割合	—	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	
		③直近1週間と先週1週間の比較	—	—	—	—	直近1週間が先週1週間より多い	
	医療提供体制等の負荷	④医療のひっ迫具合（入院医療）	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
		“ ” （重症者用病床）	—	—	—	—	入院率40%以下	入院率25%以下
		⑤療養者数（人口10万人当たりの全療養者数※）※入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数	—	—	—	—	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
	監視体制	⑥直近1週間のPCR陽性率	—	—	—	—	143人程度以上（15人以上）	287人程度以上（30人以上）
解除の判断基準		—	解除にあたっては、新しい対策期に入ってから、一定期間（少なくとも2週間）経過後、新規感染者が減少傾向になっている状態で、①～⑥の指標等を踏まえ総合的に判断					
○各対策期への移行に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況に加え、国において示す早期探知のための指標などを総合的に判断。また、警戒を強める際は、感染の傾向、濃厚接触者の状況、感染地域の状況等を踏まえ、移行基準より早めの移行も検討 ○県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染状況等に応じて適時に発出を検討 ○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合には改訂を検討								
共通事項（※1 ※2）		3密の回避やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「接触確認アプリ（COCOA）」のインストール・積極的活用						
対応方針	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える	(1) の対策の徹底	【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 24⑨又は法 31 の 6②による要請】 ・(4) の対策に加え、他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店に出入りしないよう要請することを検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」等となった場合には、「緊急事態措置」等として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に夜間の自粛の徹底）について要請を検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」等の徹底、遵守様式の掲示 ・在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤の推進 ・座席間確保や執務オフィスの分散		【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の強力な推進	【法 24⑨による要請】 ・(3) の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(3) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催（※3）	【法に基づかない協力依頼】 ・「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」や「新しい生活様式」、「業種別ガイドライン」等に基づく適切な感染防止対策の徹底を前提に開催		【法 24⑨による要請】 ・(2) の対策と同様	【法 24⑨による要請】 ・(2) の対策と同様	【法 24⑨又は法 31 の 6①による要請】 ・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	【法 24⑨、法 31 の 6②又は法 45①による要請】 ・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、国の方針を踏まえた規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止対策を講じた上で開館		・(2) の対策と同様	・(2) の対策と同様	・(2) の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」として、時短を検討	・(5) の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、時短等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制（検査・相談等の件数）、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用 ※2 時短等を要請する場合は、県内の感染状況や基本的対処方針等を考慮して判断 ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討								

まん延防止等重点措置の対応状況等について

1. まん延防止等重点措置の対応状況

- (1) 高松市内の飲食店への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第31条の6第1項）

8月20日（金）から9月19日（日）までの巡回店舗数等

・ 昼間：感染対策の実施状況の確認	延べ巡回人数：	<u>1 6 9 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>1, 4 2 2 店</u>
・ 夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数：	<u>8 4 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>6, 1 3 8 店</u>

- (2) 時短要請に応じていないと見受けられる高松市内の飲食店への対応（特措法第31条の6第3項）

実地調査により営業実態の確認を行った店舗数	<u>4 8 店</u>
文書による命令を行った店舗数	<u>7 店</u>
（うち現在、店名を公表している店舗数	<u>6 店</u> ）

- (3) 県内の大規模施設への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第24条第9項）

8月20日（金）から9月19日（日）までの巡回店舗数等

・ 夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数：	<u>4 4 人</u>
	延べ巡回施設数：	<u>3 6 7 施設</u>

2. 県独自の対策の実施状況

- 高松市内の飲食店への営業時間短縮等の協力要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第24条第9項）

8月7日（土）から19日（木）までの巡回店舗数等

・ 昼間：感染対策の呼びかけ等	延べ巡回人数：	<u>7 6 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>1, 5 5 5 店</u>
・ 夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数：	<u>3 6 人</u>
	延べ巡回店舗数：	<u>2, 6 5 5 店</u>

3. 飲食店の営業時間短縮協力金コールセンターの問い合わせの状況

8月7日（土）から9月19日（日）までの問い合わせ件数 3,482件

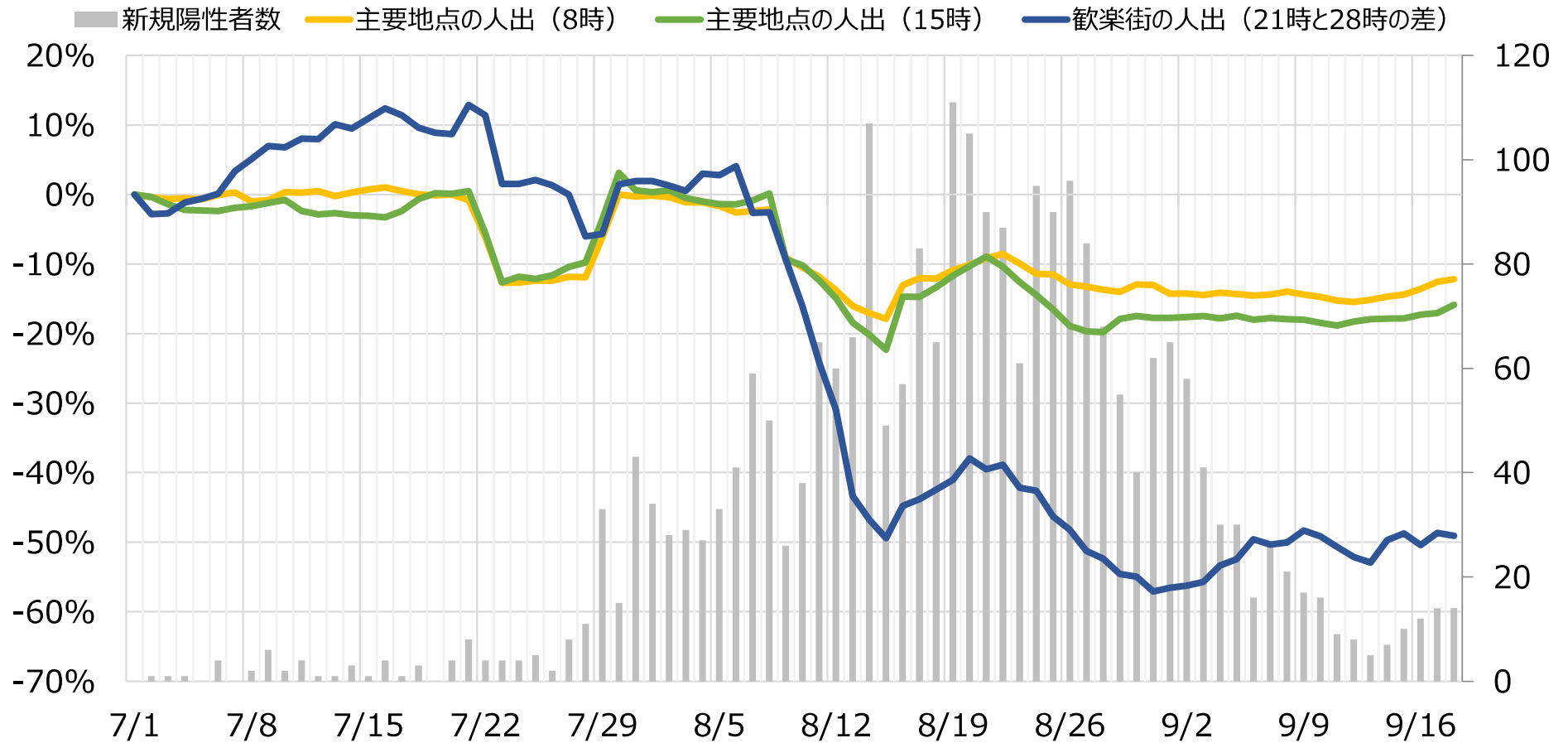
4. 高松市における新規感染者のうち、外食・会食歴のある者の推移

期間	新規感染者 A	会食・ 外食歴 B	割合 B/A	外食歴 C	割合 C/A
7月21日～31日	128人	80人	62.5%	66人	51.6%
8月1日～6日	148人	72人	48.6%	56人	37.8%
8月7日～19日 (時短開始)	473人	168人	35.5%	96人	20.3%
8月20日～ 9月19日 (まん延防止)	589人	119人	20.2%	63人	10.7%

5. 人流のデータ

次ページ参照

香川県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、9月19日時点）



直近(9月18日)増減率	8時	-12%	15時	-16%	21時	-49%
----------------	----	------	-----	------	-----	------

(主要地点：高松駅、歓楽街：香川瓦町)

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

提供：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

令和3年9月22日
経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

営業時間短縮要請の内容変更にあわせ、Go To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけ内容について、高松市以外の市町では、令和3年9月25日（土）から9月30日（木）までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後9時から午後12時までに変更するよう、改めて農林水産省に依頼します。

なお、高松市内では、引き続き午前0時から午前5時まで及び午後8時から午後12時までの時間帯について、同キャンペーンにおける食事券等の利用自粛の呼びかけを行うよう、農林水産省に連絡します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリー及び「かがわ安心飲食店認証制度」による認証店（高松市以外の市町にあるものに限る。）での利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととします。

香川県の現状

パネル 1

【8/9～緊急事態対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
9月21日現在	8月19日現在	9月21日現在	8月19日現在
61人	577人	72人	364人

9月 累積新規感染者数 9月21日現在	8月 累積新規感染者数
355人	1992人

指 標	9月21日現在	8月19日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 6.4人 <直近1週間(9/15~9/21) 61人>	10万人当たり 60.4人 <直近1週間(8/13~8/19) 577人>
② 感染経路不明者数の割合	31.1% <①のうち感染経路不明は19人>	43.8% <①のうち感染経路不明は253人>
③ 直近1週間と先週1週間の比較	0.8 <先週1週間(9/8~9/14) 72人>	1.6 <先週1週間(8/6~8/12) 364人>
④ 医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	14.3% <入院患者34人/病床238床>	63.2% <入院患者148人/病床238床>
// (入院医療：入院率)	38.9% <入院患者35人/療養者数90人>	20.9% <入院患者152人/療養者数729人>
// (重症者用病床：確保病床の使用率)	16.7% <重症者数5人/病床30床>	35.7% <重症者数10人/病床30床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 9.4人 <90人[入院35人、宿泊療養等55人]>	10万人当たり 76.3人 <729人[入院152人、宿泊療養等577人]>
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	2.3% <陽性61人/検査数2698人>	9.7% <陽性577人/検査数5961人>

(参考) 国分科会提言(R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

○性別		
男	35人	56%
女	28人	44%
計	63人	100%

○年代		
10歳未満	12人	19%
10歳代	5人	8%
20歳代	7人	11%
30歳代	12人	19%
40歳代	8人	13%
50歳代	5人	8%
60歳代	6人	10%
70歳代	7人	11%
80歳代	1人	2%
90歳以上	0人	0%
計	63人	100%

○リンク有無		
特定※	36人	57%
不明	27人	43%
計	63人	100%

○感染経路（上記※内訳）		
同居家族	22人	61%
保育施設等	6人	17%
職場	3人	8%
知人との交友活動	3人	8%
親族	1人	3%
学校	1人	3%
計	36人	100%

○県外歴		
有	6人	10%
無	57人	90%
計	63人	100%

○外食・会食		
有	12人	19%
無	51人	81%
計	63人	100%

○居住地		
高松市	46人	73%
丸亀市	6人	10%
坂出市	1人	2%
善通寺市	0人	0%
観音寺市	0人	0%
さぬき市	1人	2%
東かがわ市	3人	5%
三豊市	2人	3%
三木町	1人	2%
直島町	0人	0%
宇多津町	0人	0%
綾川町	0人	0%
琴平町	1人	2%
多度津町	0人	0%
まんのう町	2人	3%
土庄町	0人	0%
小豆島町	0人	0%
県外	0人	0%
計	63人	100%

○性別

男	314人	54%
女	263人	46%
計	577人	100%

○年代

10歳未満	43人	7%
10歳代	81人	14%
20歳代	143人	25%
30歳代	116人	20%
40歳代	92人	16%
50歳代	64人	11%
60歳代	25人	4%
70歳代	11人	2%
80歳代	2人	0%
90歳以上		0%
計	577人	100%

○リンク有無

特定※	324人	56%
不明	253人	44%
計	577人	100%

○感染経路（上記※内訳）

同居家族	160人	49%
知人との交友活動	81人	25%
親族	44人	14%
職場	35人	11%
ビジネス	3人	1%
医療・介護等施設	1人	0%
計	324人	100%

○県外歴

有	142人	25%
無	435人	75%
計	577人	100%

○外食・会食

有	225人	39%
無	352人	61%
計	577人	100%

○居住地

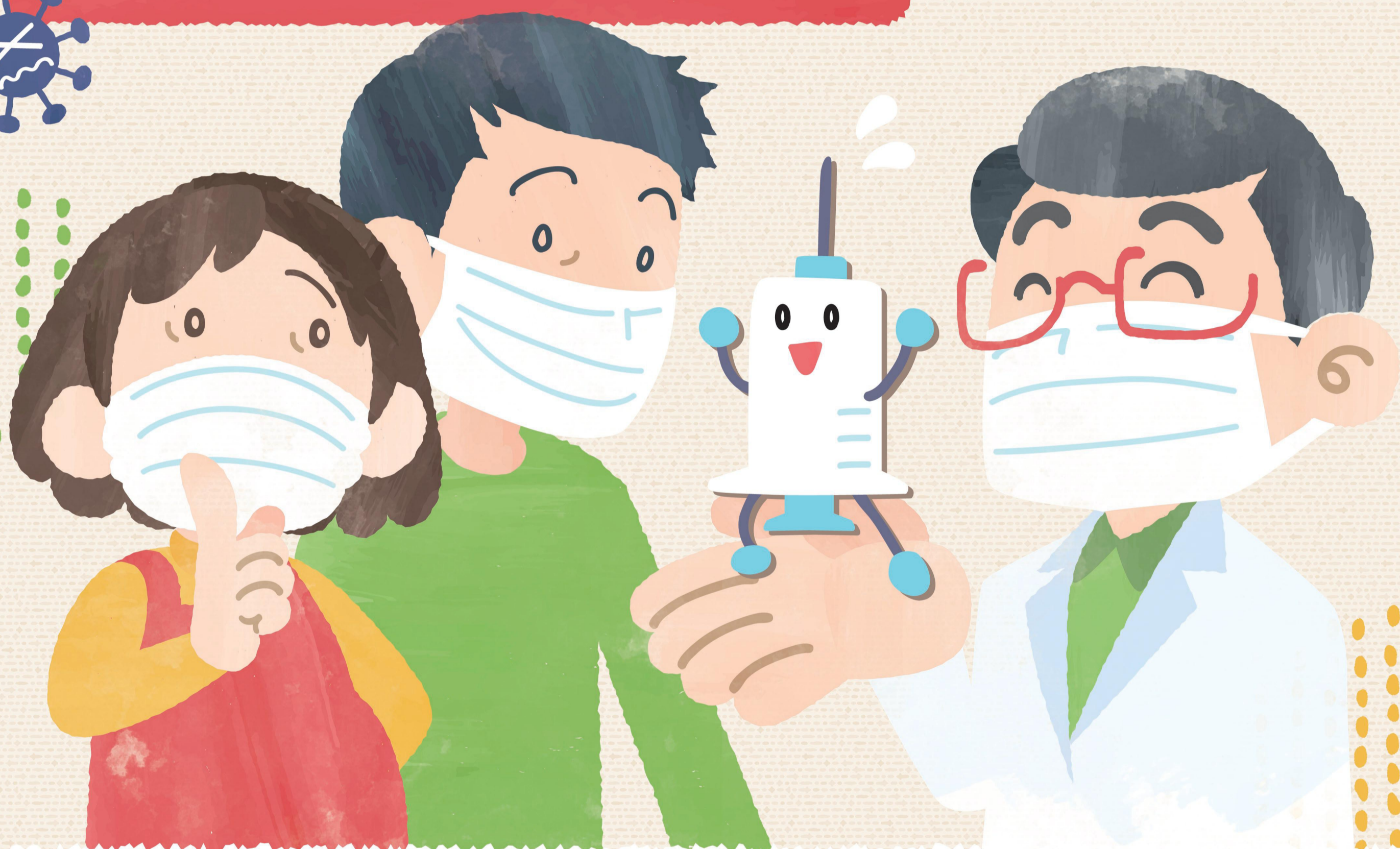
高松市	295人	51%
丸亀市	75人	13%
坂出市	19人	3%
善通寺市	7人	1%
観音寺市	27人	5%
さぬき市	16人	3%
東かがわ市	13人	2%
三豊市	15人	3%
三木町	11人	2%
直島町	2人	0%
宇多津町	22人	4%
綾川町	7人	1%
琴平町	2人	0%
多度津町	17人	3%
まんのう町	7人	1%
土庄町	8人	1%
小豆島町	1人	0%
県外	33人	6%
計	577人	100%

新型コロナウイルスワクチンの接種をおすすめしています。

ワクチン接種によるメリット

- ✓ 感染予防
- ✓ 重症化予防
- ✓ 発症予防
- ✓ 集団免疫効果

副反応の
リスク



接種人数と
感染者数で見ると

ワクチンのメリット

香川県
8/1~20判明数
(12歳以上抽出)

未接種または1回接種済
584,166人中...

2回接種済
301,997人中...

感染者数 1,040人
(0.18%)

94%
減少

42人
(0.01%)

ワクチン2回接種後にコロナを発症した方42名のうち、重症化や死亡に至った方はいませんでした。(8月1日から20日までの間で検証)

副反応

接種後の痛み
疲労感、頭痛

接種者の50%以上

筋肉・関節の痛み
下痢、発熱など

接種者の10%以上

いずれも数日以内に回復しています。

予防接種会場や医療機関では接種後のアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）の発生に備えて医薬品の準備をしています。不安に思われる方は、ワクチンを接種しても良いか、かかりつけ医にご相談ください。

かがやくけん、かがわけん。

香川県

県民の皆さまへ
新型コロナウイルス
ワクチン接種



厚生労働省
新型コロナウイルス
ワクチン
Q&Aサイト

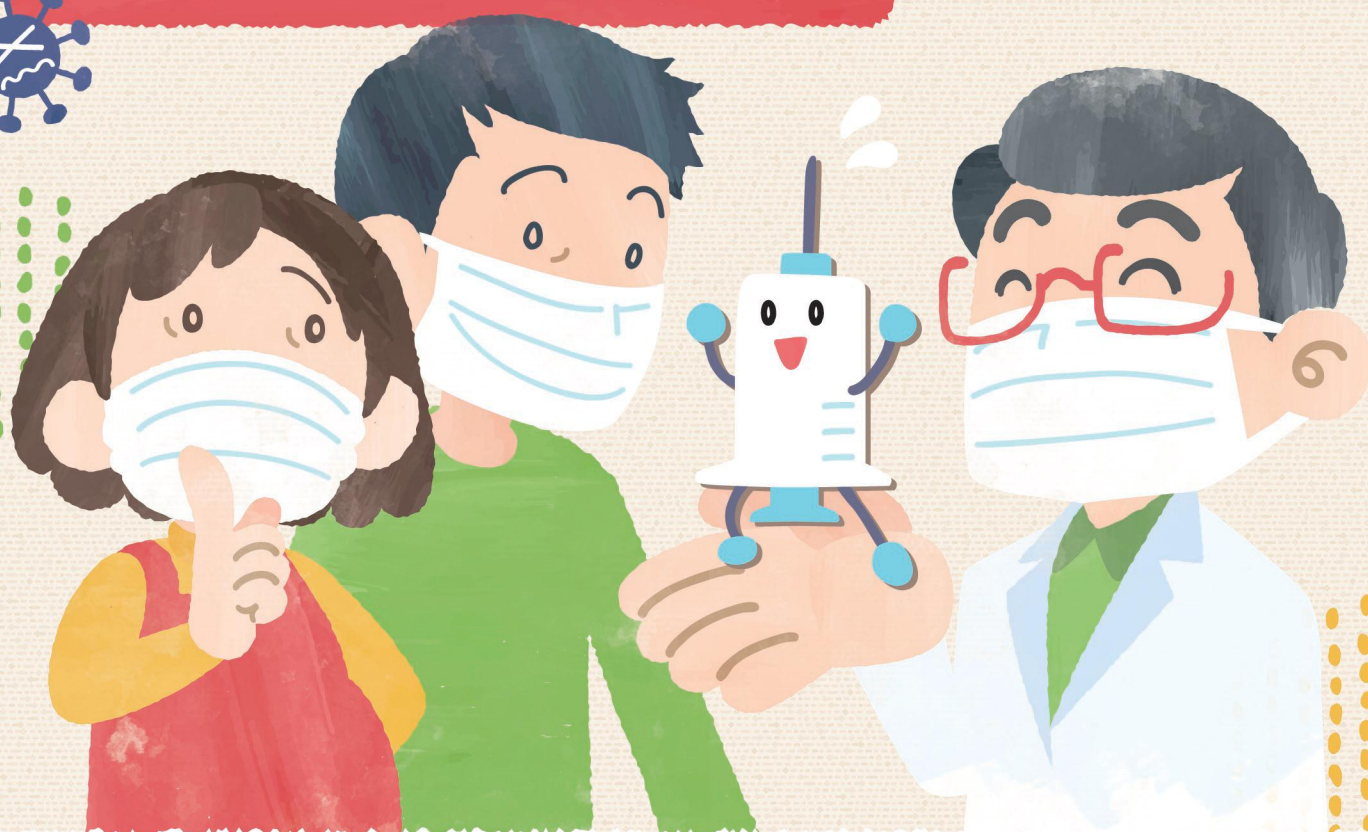


新型コロナウイルスワクチンの接種をおすすめしています。

ワクチン接種によるメリット

- ✓ 感染予防
- ✓ 重症化予防
- ✓ 発症予防
- ✓ 集団免疫効果

副反応の
リスク



接種人数と感染者数で見る ワクチンのメリット

香川県
8/1~20判明数
(12歳以上抽出)



ワクチン2回接種後にコロナを発症した方42名のうち、重症化や死亡に至った方はいませんでした。(8月1日から20日までの間で検証)

副反応

接種後の痛み 疲労感、頭痛 **接種者の50%以上**
 筋肉・関節の痛み 下痢、発熱など **接種者の10%以上**

いずれも数日以内に回復しています。

予防接種会場や医療機関では接種後のアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）の発生に備えて医薬品の準備をしています。不安に思われる方は、ワクチンを接種しても良いか、かかりつけ医にご相談ください。

かがやくけん、かがわけん。

香川県



新型コロナワクチンは、優れた効果が認められています！



ワクチンの効果

効果の持続期間や感染予防効果について、時間の経過や接種者数の増加に伴い、研究が進んでいます。

感染予防

接種した人が感染しない

新型コロナワクチンは2回の接種によって

感染予防効果 約94%
(香川県調査)

重症化予防

重症患者が減少(死亡・入院等)

新型コロナワクチンは2回の接種によって

重症化予防効果
ワクチンを2回接種した人で重症化した人**0人**(香川県調査)



発症予防

発症者が減少

インフルエンザワクチンだと...
約40~60%

新型コロナワクチンは2回の接種によって

発症予防効果 約94~95%
(モデルナ社/ファイザー社調査)

発症予防効果が非常に高いワクチンです！

集団免疫効果

接種していない人にも波及する予防効果

人口の一定割合以上の方が免疫を持つと感染患者が出て、他者に感染しにくくなり、感染症が流行しなくなる状態のこと。

ワクチンの副反応について

いつ発症？

接種後**1~2日以内**に起こることがあります。とくに、2回目の方が起きやすいので、接種後はゆっくり過ごしましょう。水分を十分に摂取し、必要な場合は解熱鎮痛剤を服用するなどして、様子をみていただくことになります。

体調が回復しない場合は？

接種後に、体がワクチンに反応し発熱等ができる可能性があり若年者に比べて高齢者の方が出にくいことが分かっています。

接種後**2日間以上**熱が続く・症状が重い等、ワクチンでは起こりにくい(発熱以外に、咳や咽頭痛、鼻水、味覚・嗅覚の消失、息切れ)等の症状がワクチンによる発熱では、通常、これらの症状はみられません
みられる場合には、医療機関等への受診や相談をご検討ください。

副反応に関するご相談は、
香川県新型コロナワクチン専門相談コールセンター

TEL.0570-009-550 (9時00分~17時00分(休日も対応))
FAX.052-533-3891

*聴覚障害などで電話での対応が難しい方は、FAXで相談してください。

ワクチン接種によるメリットが副反応のリスクより大きいので接種をおすすめしています！



日本産科婦人科学会推奨!

妊娠中・授乳中・妊娠を計画中の方も接種できます。

ワクチンが妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はありません。また、発熱や倦怠感などの副反応の頻度は一般の人と差はありません。妊娠の時期を問わず接種をお勧めしています。

若い人でも重症化する人が増えています。

厚生労働省の報告によれば、日本国内でも10歳代の重症例が報告されています。

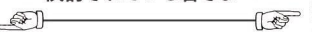
接種後も感染対策を

発症予防効果が非常に高いワクチンですが、その効果は100%ではないため、引き続きマスクの着用、手指衛生、3密等の**感染予防対策を継続**していただくようお願いいたします。



お問い合わせ先一覧					
市町名	担当課	電話	市町名	担当課	電話
高松市	新型コロナワクチン接種本部	087-813-0162	小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038
丸亀市	健康課	0877-24-8806	三木町	新型コロナワクチン接種対策室	087-891-3309
坂出市	けんこう課	0877-44-5006	直島町	健康推進室	087-892-3400
普通寺市	保健課	0877-63-6308	宇多津町	保健センター	0877-49-8008
観音寺市	健康増進課	0875-23-3927	綾川町	健康福祉課	087-876-2525
さぬき市	国保・健康課(コールセンター)	0879-26-9935	琴平町	子ども・保健課	0877-75-6719
東かがわ市	保健課	0879-26-1229	多度津町	保健センター	0877-32-8500
三豊市	健康課 新型コロナワクチン接種対策室	0875-73-3004	まんのう町	健康増進課	0877-73-0126
土庄町	健康福祉課	0879-62-7002			

ワクチンを検討されている皆さまへ



厚生労働省 香川県
新型コロナワクチン Q&A 県民の皆さまへ
新型コロナウィルスワクチン接種



感染拡大防止 集中対策期

< 9月25日～9月30日 >

お一人お一人が油断せず、高い意識を持って
感染防止対策の徹底を！